

第61期 中間決算公告

平成19年12月27日

沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号
株式会社 沖縄海邦銀行
取締役頭取 嘉手納成達

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	41,735	預 金	511,778
コールローン	28,811	外 国 為 替	12
有 価 証 券	106,944	そ の 他 負 債	3,517
貸 出 金	363,711	賞 与 引 当 金	402
外 国 為 替	286	役 員 賞 与 引 当 金	9
そ の 他 資 産	3,301	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	15
有 形 固 定 資 産	6,129	退 職 給 付 引 当 金	878
無 形 固 定 資 産	474	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	216
繰 延 税 金 資 産	2,421	支 払 承 諾	1,252
支 払 承 諾 見 返	1,252	負 債 の 部 合 計	518,082
貸 倒 引 当 金	5,522	（純資産の部）	
		資 本 金	4,537
		資 本 剰 余 金	3,219
		資 本 準 備 金	3,219
		利 益 剰 余 金	21,766
		利 益 準 備 金	4,537
		そ の 他 利 益 剰 余 金	17,228
		別 途 積 立 金	15,995
		事 務 機 械 化 準 備 金	400
		圧 縮 記 帳 積 立 金	32
		繰 越 利 益 剰 余 金	801
		自 己 株 式	11
		株 主 資 本 合 計	29,511
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,951
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,950
		純 資 産 の 部 合 計	31,461
資 産 の 部 合 計	549,544	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	549,544

中間貸借対照表の注記事項

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物 定額法を採用しております。

動 産 定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年

動 産 2年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ15百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,011百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰勞引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が適用されることに伴い、当中間会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べその他経常費用は15百万円増加し、税引前中間純利益は15百万円減少して

おります。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,629百万円）については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
17. 区分処理を行うべき複合金融商品（預け金）については、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上しております。なお、当該複合金融商品（預け金）については取得原価を中間貸借対照表に記載し、時価評価との差額については「その他負債」に含めて表示しております。
18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 129 百万円
19. 関係会社の株式総額 170 百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 6,120 百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,161 百万円、延滞債権額は 10,602 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,539 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 16,303 百万円であります。

なお、21. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,679 百万円であります。
25. 有価証券のうち、為替決済、日銀歳入代理等の取引の担保の代用として、有価証券 19,416 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 82 百万円であります。
26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は100百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ100百万円減少します。

27. 1株当たりの純資産額 9,262 円 68 銭

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」中の商品有価証券が含まれております。29. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	-	-

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	6,218	9,458	3,240
債券	77,337	77,248	88
国債	37,712	37,703	8
地方債	3,046	3,032	14
短期社債	-	-	-
社債	36,577	36,512	65
その他	18,538	18,589	51
合計	102,094	105,297	3,202

なお、上記の評価差額のうち、複合金融商品の評価差額として35百万円(損失)を損益に反映させた結果、純資産直入の対象になる金額は3,238百万円であります。また、同額から繰延税金負債1,287百万円を差し引いた額1,951百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び 関連法人等株式 子会社・子法人等株式	170
その他有価証券	
非上場株式	1,148
非上場社債	100
その他の証券	228

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,413 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 25,413 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,037 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	349
賞与引当金損金繰入限度超過額	160
その他	913

繰延税金資産小計	4,460
評価性引当額	729
繰延税金資産合計	3,730
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,287
その他	21
繰延税金負債合計	1,309
繰延税金資産の純額	2,421 百万円

- 3.2. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
- 3.3. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)9.51%

中間損益計算書 (平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		8,280
資 金 運 用 収 益	6,649	
(うち貸出金利息)	(5,207)	
(うち有価証券利息配当金)	(736)	
役 務 取 引 等 収 益	836	
そ の 他 業 務 収 益	623	
そ の 他 経 常 収 益	171	
経 常 費 用		7,251
資 金 調 達 費 用	1,203	
(うち預金利息)	(1,203)	
役 務 取 引 等 費 用	385	
そ の 他 業 務 費 用	255	
営 業 経 費	4,306	
そ の 他 経 常 費 用	1,100	
経 常 利 益		1,028
特 別 利 益		25
特 別 損 失		-
税 引 前 中 間 純 利 益		1,054
法人税、住民税及び事業税		999
法 人 税 等 調 整 額		494
中 間 純 利 益		548

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり中間純利益金額 161円53銭
 3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 835百万円及び株式等償却 244百万円を含んでおります。
 4. 「特別利益」には、償却債権取立益 25百万円を含んでおります。

中間連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	41,735	預 金	510,474
コールローン及び買入手形	28,811	借 用 金	700
有 価 証 券	106,778	外 国 為 替	12
貸 出 金	360,290	そ の 他 負 債	5,055
外 国 為 替	286	賞 与 引 当 金	468
そ の 他 資 産	8,385	利 息 返 還 損 失 引 当 金	9
有 形 固 定 資 産	8,762	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	14
無 形 固 定 資 産	635	役 員 賞 与 引 当 金	15
繰 延 税 金 資 産	2,544	退 職 給 付 引 当 金	878
支 払 承 諾 見 返	1,252	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	216
貸 倒 引 当 金	8,346	負 の の れ ん	48
		支 払 承 諾	1,252
		負 債 の 部 合 計	519,145
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	4,537
		資 本 剰 余 金	3,219
		利 益 剰 余 金	21,993
		自 己 株 式	11
		株 主 資 本 合 計	29,739
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,951
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,950
		少 数 株 主 持 分	300
		純 資 産 の 部 合 計	31,990
資 産 の 部 合 計	551,136	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	551,136

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6社

主要な会社名

かいぎんビジネスサービス株式会社

かいぎんシステム株式会社

株式会社海邦総研

かいぎん保証サービス株式会社

海銀リース株式会社

かいぎんカード株式会社

2. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

中間連結貸借対照表の注記事項

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物	定額法を採用しております。
動 産	定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	39年
動 産	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ15百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. 当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,011百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- 1 1 . 連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。
- 1 2 . 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が適用されることに伴い、当中間連結会計期間から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べその他経常費用は15百万円増加し、税金等調整前中間純利益は15百万円減少しております。
- 1 3 . 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
(5 年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異 (1,629 百万円) については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
- 1 4 . 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 1 5 . 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 1 6 . 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 1 7 . 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 1 8 . 区分処理を行うべき複合金融商品（預け金）については、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上しております。なお、当該複合金融商品（預け金）については取得原価を連結貸借対照表に記載し、時価評価との差額についてはその他負債に含めて表示しております。
- 1 9 . 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 129 百万円
- 2 0 . 有形固定資産の減価償却累計額 9,973 百万円
- 2 1 . 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,169 百万円、延滞債権額は 10,986 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 2 2 . 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 29 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 2 3 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,539 百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 2 4 . 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 16,725 百万円あります。

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,679百万円であります。
26. 有価証券のうち、為替決済、日銀歳入代理等の取引の担保の代用として、有価証券 19,416 百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は 83 百万円であります。
27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は100百万円であります。
- なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。
- 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ100百万円減少します。
28. 1株当たりの純資産額 9,329 円 66 銭
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」中の商品有価証券が含まれております。30.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	-	-

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	6,218	9,458	3,240
債券	77,337	77,248	88
国債	37,712	37,703	8
地方債	3,046	3,032	14
短期社債	-	-	-
社債	36,577	36,512	65
その他	18,538	18,589	51
合計	102,094	105,297	3,202

なお、上記の評価差額のうち、複合金融商品の評価差額として35百万円(損失)を損益に反映させた結果、純資産直入の対象になる金額は3,238百万円であります。また、同額から繰延税金負債1,287百万円を差し引いた額1,951百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,152
非上場社債	100
その他の証券	228

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,272百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 29,272 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必

ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

3 2 . 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

3 3 . 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)9.76 %

中間連結損益計算書 { 平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	9,937
資 金 運 用 収 益	6,680
（うち貸出金利息）	（ 5,238 ）
（うち有価証券利息配当金）	（ 737 ）
役 務 取 引 等 収 益	1,023
そ の 他 業 務 収 益	623
そ の 他 経 常 収 益	1,611
経 常 費 用	8,855
資 金 調 達 費 用	1,206
（うち預金利息）	（ 1,201 ）
役 務 取 引 等 費 用	326
そ の 他 業 務 費 用	255
営 業 経 費	5,840
そ の 他 経 常 費 用	1,225
経 常 利 益	1,082
特 別 利 益	34
特 別 損 失	4
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	1,112
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,018
法 人 税 等 調 整 額	492
少 数 株 主 利 益	13
中 間 純 利 益	572

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり中間純利益金額 168円61銭
 3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 957百万円及び株式等償却 244百万円を含んでおります。
 4. 「特別利益」には、償却債権取立益 31百万円を含んでおります。
 5. 「特別損失」は、固定資産処分損 4百万円であります。